## 後期高齢者医療制度よりお知らせ

## **①**一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年(2022年)10月1日から、1割負担の人のうち、住民税の課税所得額(各種控除後)が28万円以上かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が200万円(世帯に被保険者が2人以上いる場合、320万円)以上の人は2割負担となります。

## ~ 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ~

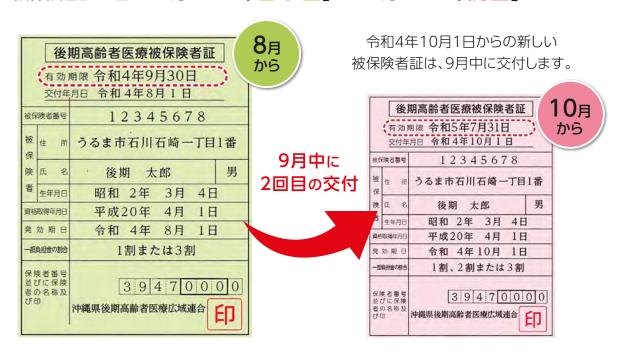
「沖縄県後期高齢者医療広域連合」または「健康保険課窓口」までお問い合わせください。 今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、

厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

## ②令和4年8月から被保険者証が切り替わります

今回送付する被保険者証は有効期限が令和4年9月30日となります。令和4年10月1日からの「後期 高齢者医療制度における医療費の窓口負担割合の変更」に伴い被保険者証が再度切り替わります。

被保険者証の色は、8月からは、「若草色」▶10月からは、「桃色」となります。



- ◎新しい被保険者証は、健康保険課から7月に簡易書留で郵送されます。 (ただし、保険料の未納がない方)
- ◎保険料に未納のある方は、令和4年7月31日までに健康保険課窓口で保険料納付と被保険者証の切り替えをお願いします。

お問い合わせ:健康保険課 ☎966-1217